

## ごあいさつ

私達は、弁護士が扱うことのできる業務の中から、相続・遺言に関する分野に取り扱い業務を絞り込み、特に力を入れることで、事件処理の専門性を高め、依頼者の方に最良の法的サービスを提供したいと考えました。

当事務所は、専門性を高めるためのあらゆる努力を怠らず、事件処理に力を尽くすことで、依頼者の方や地域・社会のために貢献いたします。



## 弁護士費用

当事務所の弁護士費用 ※別途、消費税・実費を頂きます。

### ① 法律相談料

相続・遺言に関する相談	初回無料(1時間)
その他(上記以外の相談)	30分 5,000円

### ② 費用の基準

遺産分割・遺留分減殺請求(交渉、調停、訴訟)など

事件の経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円超～3000万円	5%+9万円	10%+18万円
3000万円超～3億円	3%+69万円	6%+138万円
3億円超	2%+369万円	4%+738万円

着手金はご依頼時点で、報酬金は事件終了後にそれぞれ必要となります。上記は基準となります。費用は、**ご相談の際に明示いたします**のでご安心ください。また、より詳しい料金案内がホームページに掲載されていますのでご覧ください。

# 川崎相続遺言法律事務所

## アクセス



JR川崎駅東口より徒歩5分・京急川崎駅中央口より徒歩3分  
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-5-4 市川ビル3D

所属弁護士 弁護士 小林賢一(横浜弁護士会所属)  
弁護士 関口英紀(横浜弁護士会所属)

お気軽に初回相談のご予約ください。

初回相談

**相談無料**

(1時間以内)

平日夜間

土曜日

日曜日

祝日

**相談可能**

(要予約)

お問い合わせ・相談予約

**044-589-7540**

平日(月～金)9:00～17:00

**HP** <http://www.souzoku-lo.com>



# 川崎相続遺言法律事務所

相続で  
もめてしまった

遺言書を作りたい

相続について  
よく分からない

財産を  
取り戻したい

一人で悩まずにお気軽にお問い合わせください

**初回相談無料(1時間以内)**  
**夜間・休日相談・出張相談にも対応**

お問い合わせ・相談予約

**044-589-7540**  
<http://www.souzoku-lo.com>

JR川崎駅(東口)徒歩5分・京急川崎駅(中央口)徒歩3分

## 当事務所の特長

1 数多くの実務経験 相続・遺言ノウハウ

2 高い事件処理能力 親身に寄り添って解決

3 気軽に相談できる環境 アクセス至便

### 相続事件に 特に力を入れています

- ・相続事件を多数受任・解決した実績があります
- ・実践的な経験、相続・遺言ノウハウを蓄積しています
- ・相続関連分野を重点的に事例研究しています

### 事件処理に力を尽くします

- ・丁寧にお話をお聞きし、納得のいくまで打ち合わせを行います
- ・依頼者の思いを実現するため、親身になって事件にあたります
- ・ご事情に合わせてオーダーメイドで事件解決をします
- ・デリケートな人間関係に細心の注意を払います

### 居心地の良さ、 相談しやすさを大切にしています

- ・気軽に相談できる環境を整えたアットホームな事務所です
- ・JR川崎駅徒歩5分・京急川崎駅徒歩3分の便利な立地です
- ・初回無料相談は1時間の枠でじっくり相談できます



## 遺産分割・遺言の

# ☑お悩みチェックリスト

以下の項目にひとつでもあてはまる方は、  
お気軽にご相談ください。  
初回法律相談は**無料**です。

トラブルになる前に、  
早めの相談がポイント!



- 遺産の範囲がわからない
- 兄弟に預金通帳などを見せてもらえない
- 預金が使われてしまっている
- 遺産の中に不動産がある
- 生前贈与を受けている相続人がいる
- 親の生前、自分だけが介護などをした
- 親の生前、多額の金員を贈与した
- 遺産分割をしようとしても、話ができない
- 遺産の評価に争いがある
- 遺言があるが有効かどうかわからない
- 遺産全部を他の兄弟にあげると遺言に書かれていた
- 遺言を作成したとき痴呆などがあった

## 相続に関するトラブルQ&A



相続が発生したけど、何をどうしたらいいの？

A

まず、相続人が誰なのかを調べること、  
遺産の総額を調べる必要があります。

遺産がなく借金があった場合には、原則として3ヶ月以内に家庭裁判所に相続放棄の手続をしなければなりません。  
遺産があり、総額が相続税の基礎控除を超えている場合には、相続開始から10ヶ月以内に相続税の申告と納付をする必要があります。



遺産分割を進めたいのですが、  
話がまとまらず困っています

A

家庭裁判所で遺産分割調停を行い  
解決することになります。

遺産分割を進めるには、法定相続分のほか、生前贈与などを考えながら、共同相続人全員が納得いくまで話し合いをしなければなりません。話し合いがつかない場合には、遺産分割調停の申立を行い、家庭裁判所で解決します。



遺言書の内容が不公平で納得できません

A

遺留分を主張することができます。

遺言書に不公平な内容が書かれていた場合、法定相続人には、遺留分という、法定相続分の一定割合の分割を主張できる場合があります。  
ただし、兄弟姉妹については認められていません。この遺留分を主張する場合には、遺留分減殺請求という法律上の権利行使をしなければなりません。